

令和5年度 第24回庁議要旨

日時：令和6年3月26日（火）

午前9時～午前9時45分

会場：庁議室

[審議事項]

1 石巻市国民健康保険第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）及び石巻市第4期特定健康診査等実施計画の策定について（保健福祉部）

「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、平成20年度から「特定健康診査等実施計画」の策定及び特定健康診査・特定保健指導を実施することが保険者に義務付けられ、本市においては、平成20年3月に第1期計画、平成25年3月に第2期計画を策定した。

また、平成26年4月に「国民健康保険法に基づく保健事業の実施に関する指針」が改正され、保険者は健康・医療情報のデータ分析に基づいた「保健事業実施計画（データヘルス計画）」を策定して保健事業を推進するものとされたことから、平成28年3月に「第1期保健事業実施計画」を策定し、平成30年3月には、「第2期保健事業実施計画」と「第3期特定健康診査等実施計画」を一体的に策定しているが、令和5年度をもって現計画期間が終了する。

被保険者の健康寿命の延伸と医療費の適正化を図るため、令和6年度から令和11年度を計画期間とする石巻市国民健康保険第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）及び石巻市第4期特定健康診査等実施計画を一体的に策定するもの。

(1) 主な内容

ア 計画期間 令和6年度から令和11年度（6年間）

イ 対象者 石巻市第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）：国民健康保険被保険者
石巻市第4期特定健康診査等実施計画：40～74歳の国民健康保険被保険者

ウ 内容

① 石巻市第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）（第1章～第2章、第4章～第6章）

(i) 主な内容

健康・医療情報を活用して、PDCAサイクルに沿った効率的かつ効果的な保健事業を実施し、生活習慣病対策をはじめとする保健事業を実施することにより、被保険者の健康寿命の延伸及び医療費の適正化を図る。

(ii) 目標

・中長期的な目標

虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病性腎症による人工透析の医療費の伸びの抑制

・短期的な目標

虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病性腎症の共通リスクとなるメタボリックシンドローム、高血圧、糖尿病、脂質異常症の該当者の減少

② 石巻市第4期特定健康診査等実施計画（第3章）

(i) 主な内容

特定健康診査、特定保健指導の実施方法や目標等基本的な事項を定める。

(ii) 目標

	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度 最終年度
特定健診受診率 (%)	50.0	55.0	60.0	60.5	61.0	61.5
特定保健指導実施率 (%)	40.0	50.0	60.0	60.5	61.0	61.5

(2) 今後の予定

- 令和6年3月 石巻市国民健康保険第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）及び石巻市第4期特定健康診査等実施計画を策定
- 4月 市民への周知（ホームページ掲載）
- 7月 石巻市国民健康保険事業の運営に関する協議会に報告

2 空き家バンクへの登録要件の緩和について（建設部）

全国的に空家問題が深刻化する中、本市においても令和2年4月に「石巻市空家等の適切な管理に関する条例」を制定し、本条例に基づき、「石巻市空家等対策計画」を令和3年3月に策定、令和3年7月には「石巻市空き家バンク実施要綱」を制定し、石巻市空き家バンク（以下「空き家バンク」という。）の運営に取り組んできた。

空き家バンクについては、制度開始から登録件数が低調となっていたため、令和5年度から固定資産税の納税通知書にリーフレットを同封するなど、周知機会を拡大してきたが、登録の増加につなげるためのさらなる対応策が求められている。

空家等の登録要件を緩和することにより、空き家バンクへの登録を増加させ、空家等の利活用の促進を図るもの。

(1) 主な内容

媒介契約を締結している空家等は、空き家バンクへの登録を不可としていたが、市内に事業所を置く宅建業者と媒介契約を締結している場合に限り、登録を可能とする。

(2) 今後の予定

- 令和6年3月 石巻市空き家バンク実施要綱の一部改正（施行予定年月日：令和6年4月1日）

3 宮城県マンション管理適正化推進計画の作成及び石巻市マンション管理計画認定制度の創設について（建設部）

国は、老朽化したマンションが急増し、区分所有者の高齢化により管理組合の運営が困難となることや、適切な管理費、修繕積立金等資金計画の運用も困難となってきた状況から、マンションの管理の適正化の推進に関する法律を改正した。

改正法では、地方公共団体がマンションの管理の適正化の推進を図るための施策に関する事項等を定める計画を任意で作成する「マンション管理適正化推進計画（以下「計画」という。）制度」のほか、計画を作成した地方公共団体が適切な管理計画を有するマンションを認定する「管理計画認定制度」が創設された。

宮城県及び県内11市と共同で計画を作成し、管理計画認定制度を創設することにより、マンション管理の適正化を図るもの。

(1) 主な内容

ア 宮城県マンション管理適正化推進計画（県及び11市による共同作成）

① 計画作成主体

宮城県、石巻市、白石市、角田市、塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市、富谷市、大崎市、栗原市、気仙沼市

② 計画期間 令和6年度～令和12年度（7年間）

③ 計画作成による効果

マンション管理組合の管理者等に対し、マンション管理適正化指針に即した助言、指導及び勧告することができる。

④ マンション管理適正化の推進を図るための施策

宮城県内のマンション管理組合数 124組合（うち石巻市17組合）

(i) マンション管理状況の把握

(ii) マンション管理適正化に関する啓発及び知識の普及

(iii) 管理計画認定制度の運用

(iv) 関係団体との連携体制の充実

イ 石巻市マンション管理計画認定制度

① マンション管理計画認定基準（5年毎の更新）

(i) 管理規約が適切に作成されていること

(ii) 管理組合の運営が適正であること

(iii) 管理組合の経理：管理費と修繕積立金が適正に区分経理及び適正管理されていること

(iv) 長期修繕計画の作成及び見直し等が計画されていること

(v) 居住者名簿を備え、年1回以上の内容確認が行われていること

② 管理計画認定

一定の基準を満たす場合、市より認定通知書を交付する。

(2) 今後の予定

令和6年3月 宮城県マンション管理適正化推進計画作成

石巻市マンション管理計画認定制度に関する事務処理要綱制定

（施行予定年月日：令和6年4月1日）

[報告事項]

1 地方自治法施行令等の改正に伴う工事等の請負契約における前金払の割合の変更について（総務部）

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）の改正により、東日本大震災に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市区町村において施行する公共工事に要する経費について、地方公共団体が前金払をすることのできる割合の特例を定めた規定が削除される。

前金払の割合を規定している関係例規を改正し、適正な契約事務の推進を図るもの。

(1) 主な内容

石巻市建設工事等執行規則の規定及び石巻市建設工事等執行規則の規定による工事請負契約書及び変更契約書の様式の規定に定められた前金払をすることのできる割合について、次のとおり改正

する。

工事請負契約 請負金額の4割5分 を 請負金額の4割 に改正

工事に係る業務請負契約 請負金額の3割5分 を 請負金額の3割 に改正

改正日は令和6年4月1日とし、同日前に締結された契約に係る前金払をすることのできる割合は、従前のとおりとする。

(2) 今後の予定

令和6年3月 関係する例規の一部改正（施行予定年月日：令和6年4月1日）

令和6年4月1日 変更後の前金払の割合の適用開始

2 石巻市消防団員等公務災害補償基礎額等の見直しについて（総務部）

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（令和5年法律第73号）により、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）別表第4イ公安職俸給表（一）が改定されたことに伴い、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号。以下「令」という。）で定める非常勤消防団員等及び消防作業従事者等の損害補償に係る補償基礎額について、所要の改正が行われることを受けて、石巻市消防団員等公務災害補償の補償基礎額の見直しが必要となった。

石巻市消防団員等公務災害補償の補償基礎額を見直すことにより、消防団員等に係る公務災害による損害補償の適正な運用を図るもの。

(1) 主な内容

ア 補償基礎額等について

① 非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額の改定

【現行】

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長 (地区団長及び地区副団長)	12,440円	13,320円	14,200円
分団長及び副分団長	10,670円	11,550円	12,440円
部長、班長及び団員	8,900円	9,790円	10,670円

【改正後】

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長 (地区団長及び地区副団長)	12,500円	13,350円	14,200円
分団長及び副分団長	10,800円	11,650円	12,500円
部長、班長及び団員	9,100円	9,950円	10,800円

② 消防作業従事者等の補償基礎額の最低額の改定 【現行】8,900円 【改定後】9,100円

(2) 今後の予定

石巻市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の専決処分（令和6年3月31日）について、次回開催される市議会に報告し、その承認を求める。（施行予定年月日：令和6年4月1日）

3 石巻市国土強靱化地域計画に基づき実施する主な事業の作成について（復興企画部）

都道府県・市町村において、国土強靱化に係る他の計画等の指針となるべきものとして、国土強靱化地域計画を定めることができるとされており、本市においても、令和3年3月に石巻市国土強靱化地域計画を策定し、令和5年4月に改定している。

同計画第2章脆弱性の評価と国土強靱化の推進方針に基づき、令和6年度に実施する事業・取組について、同計画の別冊として、毎年度作成するもの。

(1) 主な内容

令和6年度実施予定事業一覧

施策分野

○行政機能・情報通信等	10事業	
○住宅・都市	18事業	
○保健医療福祉	1事業	
○環境	1事業	
○農林水産	5事業	
○交通・物流	9事業	
○市土保全	7事業	
○リスクコミュニケーション・地域づくり	8事業	計59事業

(2) 今後の予定

令和6年3月下旬 石巻市国土強靱化地域計画に基づき実施する主な事業【令和6年度実施予定事業】（別冊）作成、市ホームページ掲載

4 各地域の住民バス等の運行体制及び運賃の一部変更について（復興企画部）

各地域の運行協議会が実施している住民バス及び本市が委託している市民バスについては、利用者が年々減少していることによる運賃収入の減少に加え、今般の経済情勢における人件費の増加や燃料費の高騰などにより、運行を維持するための本市からの補助金が年々増加傾向にある。

各地域の住民バス等を効率的かつ継続的に運行していくため、現運行体制及び運賃の一部を変更するもの。

(1) 主な内容

ア 山の手地区乗合タクシー運行協議会

乗降可能場所の一部移設と名称を変更するとともに運賃を改定する。

イ 水押・開北・大橋・水明地区乗合タクシー運行協議会

地区外運賃及び地区内運賃を改定する。

ウ 雄勝地区住民バス運行協議会

運行ルート of 延伸と運行ダイヤの改正を行い、併せて停留所の新設、運賃改定及び路線名称の変更を行う。

エ 北上地区住民バス等運行協議会

運行ルート of 延伸と運行ダイヤの改正を行い、併せて停留所の新設及び一部停留所の名称変更並びに運賃改定を行う。

オ 桃生地区住民バス運行協議会

桃生イオンモール石巻線を本格運行へ切り替える。また、桃生ワンコインタクシーも本格運行へ切り替えを行い、さらにJR気仙沼線の2駅を新たに乗降地点に追加する。

カ 石巻市（牡鹿総合支所地域振興課）

牡鹿地区内を運行している「寄磯－鮎川線」について、上り1便を増便する。

(2) 今後の予定

令和6年3月 各地域の運行協議会において地域内に改正内容を周知

4月 運行開始

5 結婚新生活支援事業補助金の見直しについて（復興企画部）

本市では、令和4年度より、経済的な理由で結婚に踏み出せない男女を後押しすることを目的に、市内で新生活を始める新婚世帯に対して、スタートアップに係る費用（住宅取得費用、家賃、引越費用等）の一部として、結婚新生活支援事業補助金を交付している。

本補助金は、財源として、地域少子化対策重点推進交付金を活用しており、内閣府から令和6年度の交付要件のうち、交付対象者について変更内容が示された。

引き続き地域少子化対策重点推進交付金を活用するため、国の要件に合わせて、本市の要件を見直すもの。

(1) 主な内容

内閣府が定める令和6年度結婚新生活支援事業の対象要件に基づき、交付対象者に関する部分を以下のとおり変更する。

【変更となる対象要件】

[交付対象者]

- ・ 3月1日以降に婚姻届を提出した者から、1月1日以降に婚姻届を提出した者へ改める。

【変更が生じない対象要件】

[所得要件]

- ・ 夫婦の所得を合算した金額が500万円未満

[対象経費]

- ・ 婚姻に伴う以下の費用

住宅取得費用（住宅ローンの残金含む）

住宅賃借費用（住宅の賃料、敷金、礼金、共益費等）

引越費用（引越業者又は運送業者への支払った引越費用）

リフォーム費用

[補助上限額]

- ・ 1世帯当たり30万円

ただし、夫婦共に29歳以下の場合は60万円

(2) 今後の予定

令和6年3月 結婚新生活支援事業補助金交付要綱の一部改正

（施行予定年月日：令和6年4月1日）

6 産後ケア事業における利用期間の延長について（保健福祉部）

令和3年度から実施している「産後ケア事業」における利用期間については、これまで国の「産後ケア事業ガイドライン」に基づく対象時期の目安等から「4か月未満の乳児を養育する産婦」としていたものの、事業の浸透に伴う利用者の増加等により、利用者及び事業を受託する事業者から、利用期間の延長に対する声が高まっている。

利用期間の延長により、利用者の利便性向上を図るもの。

(1) 主な内容

産後ケア事業

種別	令和6年度～	～令和5年度
対象者	市内に住所を有する <u>生後5か月未満</u> の乳児を養育する産婦で、産後ケアを必要とするもの。	市内に住所を有する <u>生後4か月未満</u> の乳児を養育する産婦で、産後ケアを必要とするもの。
事業類型	変更なし	通所型
事業内容	変更なし	①母親の身体的ケア及び保健指導 ②母親の心理的ケア ③適切な授乳を実施するためのケア（乳房マッサージを含む。） ④育児の手技についての具体的な指導及び相談
利用回数	変更なし	産婦1人につき1回まで
自己負担	変更なし	1,000円
事業形態	変更なし	市が適切な事業運営を確保することができると認める団体（非営利活動法人、社会福祉法人、医療機関等）に業務委託。

(2) 今後の予定

令和6年4月 石巻市産後ケア事業実施要綱の一部改正
（施行予定年月日：令和6年4月1日）
市報、市ホームページ等で周知

7 成人歯科健康診査事業における対象者の拡充について（保健福祉部）

生涯を通じた切れ目のない歯科健診（検診）を実現するため、健康増進法に基づく健康増進事業のうち、歯周疾患検診の対象年齢を拡充する予算が国の令和6年度当初予算に盛り込まれた。

より幅広い年代への歯科健診の拡大を通じ、若い世代にも定期的な受診機会を提供することにより、成人期以降に罹患が増える歯周病の予防及びむし歯等の口腔疾患の早期発見、早期治療に繋げることにより歯・口腔の健康の保持・増進を図るもの。

(1) 主な内容

成人歯科健康診査事業

種別	令和6年度～	～令和5年度
対象者	市内に住所を有する <u>20・30・40・50・60・70歳</u> の方	市内に住所を有する40・50・60・70歳の方

健診内容	変更なし	①問診（(歯周疾患に関する自覚症状の有無、既往歴について、口腔衛生補助用具の使用の有無等) ②口腔内診査（歯の検査、歯周組織及び口腔組織の状態の確認・その他の所見） ③判定区分に基づく保健指導
事業形態	変更なし	一般社団法人石巻歯科医師会に業務委託。 ※市内指定歯科医療機関で個別に健診を受診。
自己負担	変更なし	500円 ※70歳の方、非課税世帯の方・生活保護を受けられている方は申請により無料。

(2) 今後の予定

令和6年4月 石巻市健康診査等事業実施要綱の一部改正

(施行予定年月日：令和6年4月1日)

事業開始（周知）

6月～ 健診実施

8 収納代理金融機関の指定等について（会計管理者）

本市では、公金収納事務を取り扱う機関として、市内に店舗を有する11の金融機関を収納代理金融機関に指定している。

このうち、宮城県漁業協同組合より、令和6年4月1日から、東日本信用漁業協同組合連合会へ信用事業を譲渡する旨の通知があった。

宮城県漁業協同組合の指定を取り消すとともに、信用事業の譲渡を受ける東日本信用漁業協同組合連合会を新たに指定することにより、引き続き市民の利便性の確保を図るもの。

(1) 主な内容

区分	指定	取消し
金融機関の名称及び位置	東日本信用漁業協同組合連合会 千葉県千葉市中央区新宿2丁目 3番8号	宮城県漁業協同組合 宮城県石巻市開成1番地の27
主たる業務を行う店舗及び位置	東日本信用漁業協同組合連合会 石巻支店 宮城県石巻市渡波字栄田97	宮城県漁業協同組合 石巻総合支所 同左
指定又は取消し年月日	令和6年4月1日	同左

(2) 今後の予定

令和6年4月 収納代理金融機関（宮城県漁業協同組合）の指定取消しの告示

収納代理金融機関（東日本信用漁業協同組合連合会）の指定の告示

9 新学校給食センター整備運営に係るPFI事業審査委員会の設置について（教育委員会）

老朽化が進行する住吉、河北、河南学校給食センターを統廃合し、新たな学校給食センターを整備するため、令和4年度に石巻市学校給食センター整備基本計画（以下「基本計画」という。）を策定した。

基本計画の策定に当たっては、効率的な整備運営により市財政の負担軽減を図るため、基本計画策定

検討委員会を庁内に設置し、新学校給食センターの整備運営手法の比較検討を行った結果、P F I方式が最も効果的な事業手法であると評価されたことから、本方式により整備運営を進めている。

石巻市P F I等審査委員会条例第4条の規定により、石巻市新学校給食センター整備運営P F I事業審査委員会を設置するもの。

(1) 主な内容

ア 名称

石巻市新学校給食センター整備運営P F I事業審査委員会

イ 所掌事務

委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- ① 実施方針の策定に関すること
- ② 特定事業の選定に関すること
- ③ 民間事業者の選定に関すること
- ④ その他市長が必要と認める事項

ウ 組織

委員会は、委員6人をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- ① 学識経験を有する者
- ② 市職員
- ③ その他市長が必要と認める者

エ 任期

令和7年3月31日までとし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(2) 今後の予定

令和6年3月	石巻市新学校給食センター整備運営P F I事業審査委員会設置規則制定 (施行予定年月日：令和6年3月26日)
4月	第1回審査委員会（実施方針等の審議）
5月	第2回審査委員会（特定事業の選定、入札説明書等の審議）
11月	第3回審査委員会（提案書に対する委員間意見交換） 第4回審査委員会（事業者ヒアリング、審査講評）

【その他】

- ・個人住民税における令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除等の特例について（総務部）

以上